

オリーブ産地化促進事業補助金取扱要領

(総則)

第1条 この要領は、農畜産振興事業補助金（オリーブ産地化促進事業）を受ける条件および、この補助を受けて購入したオリーブの苗木の取り扱いについて定める。

(目的)

第2条 この補助を受けて植栽するオリーブの苗木については、オイル、果実、茶葉、苗木等の生産拡大を目指し栽培することを目的とする。

(研究会等)

第3条 補助対象者は、オリーブの産地化促進に向けて、市が設置する研究会および研修に参加するなど、自ら進んで生産技術向上に努めるものとする。

(植栽地の選択)

第4条 植栽する際は、極度に水はけが悪い等、オリーブ栽培に適していないほ場を選択しないものとする。なお、やむを得ず不適なほ場に植栽する場合は、可能な限り対策を講じること。

(植栽の方法)

第5条 原則、購入した苗木は、同一ほ場または隣接するほ場内に植栽し、苗木間はおおむね5m以上離すものとする。なお、隣接するほ場とは、道路を挟む場合を含む。
2 オリーブは、自家結実性が低い性質を持つことから、原則、同一ほ場内には2品種以上を植栽すること。

(栽培管理)

第6条 植栽後は、放置することなく、適切に管理すること。

(定期報告)

第7条 植栽後、5年間は、年1回（9月末）別紙オリーブ農地カルテに記入し、栽培状況を報告すること。

(現地確認)

第8条 市が実施する現地確認に協力すること。